

社会保障制度
とはライフサイクルと
社会保障社会保障
制度の体系主な社会
保険の特徴生活保護
(1)生活保護
(2)障害者の
状況

1. 生活保護の種類と受給金額

2年前に芸能人の親の受給に端を発した生活保護制度の見直しは、基準等の変更までに至りました。今回は、その生活保護制度をみてみましょう。

生活保護と言っても、7種類の扶助があり、金額的に大きな割合を占めるのは医療扶助と生活扶助です。ただ直近の全体の支給金額は約3.5兆円となっており、国家予算を逼迫しています。5年前には約2兆円規模だったことを考慮すると大変な伸びです。当然、受給者数も多くなり、現在は約206万人となっています。不法な受給の状態の改善他、就業して自分で自立することが求められています。

参考:厚生労働白書(H24年版)及び国立社会保障・人口問題研究所発行より			被保護世帯数(万)	被保護者数(万)	保護費(10億円)
生活を営む上で生じる費用	7種類の扶助	基準額 ↓ 合計 → 数字は2013年 月平均	149.8 (100%)	206.7 (100%)	3,501 (100%)
日常生活に必要な費用 (食費、被服費、光熱水道代)	生活扶助	基準額は ①食費等の個人的費用(年齢別に算出) ②光熱水道代等の世帯共通費用(世帯人員別に算定) を合算して算出。 母子加算等の特定加算あり	133.5 (89.2%)	187.1 (90.5%)	1,209 (34.5%)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で支給	124.8 (83.3%)	174.1 (84.3%)	538 (15.4%)
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給	10.6 (7.1%)	15.9 (7.7%)	20 (0.6%)
医療サービスの費用	医療扶助	本人負担なし 費用は直接医療機関へ支払	129.0 (86.1%)	165.7 (80.2%)	1,643 (46.9%)
介護サービスの費用	介護扶助	本人負担なし 費用は介護事業者へ支払	23.9 (16.0%)	24.8 (12.0%)	70 (2.0%)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で支給	0.02 (0.0%)	0.019 (0.0%)	0.5 (0.0%)
就労に必要な技能等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で支給	4.9 (3.3%)	5.6 (2.7%)	11 (0.3%)
葬儀にかかる費用	葬祭扶助	定められた範囲内で支給	0.3 (0.2%)	0.3 (0.2%)	7 (0.2%)

2. 「生活扶助」 基準額の例 (H26年4月1日現在)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	165,840円	134,060円
高齢者単身世帯(68歳)	81,760円	65,120円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	122,380円	97,480円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,650円	160,160円

実際は、6つの住まい地と8つの年齢層に分けて基準額を策定しています。

その上、障害者や母子家庭等を考慮した加算により算定されています。